

ふん及び尿の輸入検査要領について

平成3年7月2日 3動検甲第910号

この度、平成3年6月3日付け農林水産省令第27号により、家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、新たにふん及び尿が指定検疫物として指定されたことに伴い、今般、別添のとおり「ふん及び尿の輸入検査要領」を定めたので、了知の上、検疫に当たっては遺漏のないよう実施されたい。

別 添

ふん及び尿の輸入検査要領

ふん及び尿の輸入検査は、本要領に定めるほか、平成18年7月27日付け18動検第537号「畜産物の輸入検疫要領について」による。

1 定義

この要領において「ふん」及び「尿」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号、以下、「規則」という。）第45条第4号のふん及び尿をいう。

2 輸入検査

(1) ふん

ア 輸入検査申請書の提出

家畜防疫官は、ふんを輸入しようとする者に対し、輸入に先立ち、必要な書類を添付の上、規則第49条の輸入検査申請書を輸入港を管轄する動物検疫所に提出させる。

イ 検査場所

ふんの検査は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下、「法」という。）第40条第3項本文の場所において行う。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、輸入申請に係るふんが、輸出国との間で合意された加熱処理等に係る家畜衛生条件を満たさない場合、別表に基づき精密検査を実施する。（実施に当たっては、昭和52年6月2日付け52動検甲第747号「輸入飼料用蒸製骨粉の炭疽菌検査実施について」及び昭和42年8月26日付け42動検甲第1437号「輸入家きん肉の検疫強化について」を準用する。）

エ 検査に基づく処置

(ア)家畜防疫官は、別表に掲げる動物の種類の違いにより申請者（又は輸入者、以下同じ。）に対し、ホルマリンガスによる外装消毒を指示し、又は自ら行う。

(イ)家畜防疫官は、前記2の(1)のウの精密検査の結果、別表の検査対象疾病の病原体が検出された

場合は、申請者に対し酸化エチレンガス（以下、「EOガス」という。）による消毒を指示し、又は自ら行う。（実施方法については昭和44年12月22日付け44動検第1345号「輸入畜産物に対する酸化エチレンガス消毒の適用について」による。）

ただし、水分含有量が多い等のためEOガスによる消毒の効果が期待できないものについては、申請者に対し、焼却、埋却又は返送等の指示をする。

オ 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、法第40条に基づく検査及び2の(1)のエの検査に基づく処置の結果、当該ふんが家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認めたときは、輸入検疫証明書を交付する。

(2) 尿

ア 偶蹄類の動物の尿については、昭和55年2月4日付け55動検甲第104号「偶蹄類の動物の血液輸入について」を準用する。

イ 鼻疽又はアフリカ馬疫の発生地域から輸入される馬の尿については、前記通達中規則第43条の表の1の地域から輸入される偶蹄類の動物の血液の取扱いを準用する。

別 表

ふんの輸入検疫対応

動物の種類		輸入検疫対応	外 装 消 毒	家畜衛生条件を満たさない場合		
				精 密 検 査	検査対象疾病	精密検査の結果 左記疾病の病原 体が検出された 場合の処置
偶蹄類の動物	規則43条の表の地域	○	○	炭 疽	E O 消毒	
	上記以外の地域					
馬	鼻疽又はアフリカ馬疫の発生地域	○	○	炭 疽	E O 消毒	
	上記以外の地域					
家禽	高病原性鳥インフルエンザ、家禽コレラ又はニューカッスル病の発生地域	○	○	高病原性鳥インフルエンザ 家禽コレラ ニューカッスル病	E O 消毒	
	上記以外の地域					